

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年一月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年一月二十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

<p>路 線 名</p>	<p>本田小川線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡小川町大字高谷字高橋 二五番二地先から同郡同町大 字上横田字坂下一九一八番二 地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和三年一月二十九日</p>
<p>備 考</p>	<p>令和二年一月二十八日付 け埼玉県東松山県土整備 事務所長告示第一号で告 示した道路予定区域の供用 開始である。延長八六五・ 三〇メートル。</p>